

宮城県総合教育センターWi-Fi (BYOD) 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、宮城県総合教育センター（以下、「センター」という。）における利用者の利便性の向上を図るために、センターが整備した無線によるインターネット接続環境（以下、「センターWi-Fi (BYOD)」という。）の利用に関し、自治体や個人が所有するタブレット端末及びスマートフォン等のICT機器（以下、「端末」という。）を接続するために必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(同意)

第2条 センターWi-Fi (BYOD) の利用者（以下「利用者」という。）は、この規約に同意の上、利用するものとする。

(利用者)

第3条 利用者は、以下の各号の者とする。

- (1) 研修会受講者
- (2) 研修会講師
- (3) センター職員（会計年度任用職員等も含む）
- (4) 長期研修員
- (5) 宮城県（以下、「県」という。）教育庁職員
- (6) その他、センター所長が認めた者

(利用場所及び利用時間)

第4条 利用場所は、センターの施設内及び敷地内とする。

2 利用時間は、原則として開館日の8:00～17:00とする。

3 センター所長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用日時などを変更できるものとする。

(利用料)

第5条 利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用方法)

第6条 センターWi-Fi (BYOD) に接続するためのSSID及びユーザーID・パスワード（以下、「認証情報」という。）は、原則として、研修会担当者等が指定したものを利用する。なお、認証情報は、原則として、当該研修会等の期間中に限り有効なものとする。また、センターは、認証情報について、必要に応じて適宜変更できるものとする。

2 利用者は、認証情報を用いて、利用者自身にて接続を行うものとする。

(利用者の責務)

第7条 利用するための端末は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用するための端末の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 3 利用者は、センターWi-Fi (BYOD) を利用するための端末のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。なお、OSについては、メーカーから過去1年以内にセキュリティパッチ等が提供されているものとする。
- 4 アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用する利用者は、当該端末に利用ライセンスを保有するアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- 5 端末及び付属機器に供給する電源は、センターが特に必要と認めた場合を除き、利用者が準備するものとする。
- 6 利用者は、センターを利用する他の者の迷惑とならないよう、原則として端末の音声を消音して使用しなければならない。
- 7 その他の利用方法については、センター職員の指示に従うものとする。

(利用の停止)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、センターは事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切とセンター所長が判断した場合
- (4) センターがセキュリティ管理上の観点から、SSID及び認証情報の変更設定を行った場合（なお、本号については第6条の手続きを再度行うことで接続を可能とする。）

(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 県又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 県又は第三者の財産若しくはプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 県又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (4) 県又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのあるとセンター所長が判断する行為、若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又はそれらのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教布教活動又は政治活動に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、センターWi-Fi (BYOD) を通じて又はセンターWi-Fi (BYOD) に関連して使用、送付又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量の電子メールを送信又は誘導、誘発する行為
- (11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する又は違反するおそれのある行為

- (12) ファイル共有ソフトウェアの使用等大量のデータを送受信する行為
 - (13) 有償、無償にかかわらず、第三者にセンターWi-Fi (BYOD) の利用を提供することを目的とした行為
 - (14) 前各号に掲げる行為のほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又はセンター所長が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって県、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第10条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、センターWi-Fi (BYOD) の運用を中止できるものとする。

- (1) センターWi-Fi (BYOD) のシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、センターWi-Fi (BYOD) の運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) センターWi-Fi (BYOD) のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、センター所長がセンターWi-Fi (BYOD) の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 センターWi-Fi (BYOD) の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、センターは一切責任を負わないものとする。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第11条 センターは、センターWi-Fi (BYOD) の適切な利用を図るため、センターWi-Fi (BYOD) の利用時間、利用アクセスポイント、利用者の端末個体識別番号 (MACアドレス) の情報を、利用者がセンターWi-Fi (BYOD) を利用した時に、利用履歴として取得することができるものとする。また、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。なお、利用目的の範囲は次の各号とする。

- (1) 利用状況を調査する場合
- (2) 内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(免責)

第12条 利用者がセンターWi-Fi (BYOD) を通じて得る情報の内容等については、センターは一切保証しないものとする。

- 2 センターWi-Fi (BYOD) の提供、遅滞、変更、中止又は廃止、センターWi-Fi (BYOD) を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他センターWi-Fi (BYOD) に関連して発生した利用者の損害について、センターは一切責任を負わないものとする。
- 3 端末の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、センターWi-Fi (BYOD) を利用できない場合があっても、センターは一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者がセンターWi-Fi (BYOD) を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、センターは一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第13条 センターは、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。